

第11回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年12月8日（金）14:00～15:41
2. 場所：合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）、森下竜一、八代尚宏
 - （専門委員）村上文洋
 - （政府）前川内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、
林規制改革推進室次長、西川規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング）法務省民事局 村松秀樹参事官
金融庁監督局銀行第一課 中村修課長
金融庁検査局企画審査課 渡辺公德課長
経済産業省中小企業庁事業環境部取引課 松山大貴課長補佐
国土交通省土地・建設産業局建設業課 平田研課長
国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室 森川泰敬室長
野村総合研究所未来創発センターグローバル産業・経営研究室 広瀬真人室長
野村総合研究所金融コンサルティング部 鶴谷学上級コンサルタント
ゴードン・ブラザーズ・ジャパン 堀内秀晃執行役員
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 栗田口太郎弁護士
4. 議題：
 - （開会）
 - 議題 債権譲渡による資金調達の促進
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 西川参事官 それでは、定刻となりましたので「規制改革推進会議 第11回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。
 - 委員の皆様におかれましては、御多用中のところ、御出席いただきまして本当にありがとうございます。
 - 本日は、大田議長に御出席をいただいております。
 - 吉田座長代理、飯田委員は御欠席と連絡をいただいております。
 - 八代委員は間もなくいらっしゃるかと思っております。

それでは、ここからの進行は原座長、お願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題は「債権譲渡による資金調達の促進」です。

本件については、9月26日、第2回投資等ワーキング・グループで日本商工会議所及び都銀懇話会から御提案の内容についてヒアリングを行いました。

本日は、これに引き続き有識者及び関係省庁の方々からのヒアリングを行います。

本日は、野村総合研究所グローバル産業経営研究室長の広瀬様、同社金融コンサルティング部の鶴谷様。

ゴードン・ブラザーズ・ジャパン執行役員の堀内様。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士の栗田口様。

また、法務省、金融庁、経済産業省、国土交通省の皆様にお越しをいただいております。お忙しい中を大変ありがとうございます。

本日は、主に債権譲渡による資金調達の促進に焦点を当てて議論をいたしますが、その前に野村総合研究所の広瀬様から、中小・ベンチャー企業の資金調達について、全般的な課題についてのお話をいただきたいと思っております。

一旦そこで切らせていただいて、質疑応答、意見交換をさせていただき、その先の議論に入りたいと思っております。

では、広瀬様、よろしくお願いいたします。

○広瀬室長 ただ今御紹介に預かりました野村総合研究所の広瀬と申します。

私も、ここにいる鶴谷と一緒に、今から10年ぐらい前に電子記録債権の設立あるいはABLの普及促進に関する調査研究を経済産業省からの委託で実施してきました。

今日の説明は、そのときに調べた内容をアップデートして持ってきております。

資料1-1「中小企業・ベンチャー企業の資金調達環境～債権譲渡による資金調達の促進」に沿って、主に1～3ページ目について御説明を差し上げようと思っております。

1ページ目、日本の企業の資金調達の状況を、まず見てみたいと思います。

これは企業の負債側と純資産側という形ですが、法人企業統計によると、大きく言うと内部留保、金融機関からの借り入れ、買掛金、支払手形という企業間信用、この3つが大きく占めております。

企業全体としてはこういう形なのですが、中小・ベンチャー企業になってくると、内部留保の比率が徐々に減って行って、当然、大企業の方に内部留保がたまっているので、ウェイトとしては借入金と企業間信用が、中小・ベンチャー企業にとっては資金調達の源になっている。

右側の図でございますが、企業間信用の推移ということで、受け取る側が受取手形と売掛金、支払い側としては支払手形と買掛金という形の推移を2006年から、これも法人企業統計をとっております。

売掛金と受取手形を足したものが売上債権という形で、これが最終的には売り上げに化

けていく。

仕入れの債務は買掛金と支払手形ということで、原材料費として支払っていくという形です。

日本の全産業で見ると、債権の方が債務より大きい状態。ただ、同時に資金が決済できれば売り上げが上がるのですけれども、当然、期間のギャップが存在する。

期間のギャップが存在する中で金額のギャップがありますという形になりますので、ここが企業にとっての運転資金の資金調達のニーズになってくる。

ここを金融機関が、中小企業とベンチャー企業のバランスシートを見て、融資であるとか、あるいは手形を発行して手形割引によって供給してきたという経緯になってきていると思います。

メインバンク制という制度の下ですと、金融機関は企業の所要運転資金、主に売掛金と買掛金の差に在庫を足したもののなのですけれども、この所要運転資金の裏づけを見て、ファイナンスをしてきたという形です。

この結果として、売掛金の差が非常に大きい、サイトが長い、例えば90日とか180日後にしか現金が入らなくても金融機関がサポートしてきたという面が、今までの長い間の伝統でありました。

2 ページ目、今度は逆に、企業の資産の側です。どの程度、融資として活用できるかというのを見てみますと、受取手形、売掛金、棚卸資産と言われる商流に伴う資産。そのほか、土地、機械設備というものがありますけれども、受取手形の比率は、今、減ってきて、売掛金と棚卸資産が全産業で言うと300兆円ぐらいある。資本金が1億円未満の中小企業でも110兆円ぐらいあるという形でございますので、不動産より比率が高くなってきている。

これは日本銀行の調査ですが、貸出金の担保の内訳というところを見ますと、47%が「信用（無担保・無保証）」となっている。逆に言うと、所要運転資金を見て貸しているという形になると思います。

47%に次いで多いのが34%の「保証」ですから、これが一つは問題になっている経営者保証の問題、それから、信用保証協会等の保証という形につながっていく。これが融資の大半を占めていて、その次に大きいのが「不動産・財団抵当」です。

「その他担保」は預金担保も含まれているので、売掛金とか棚卸資金は非常に低いのですけれども、これは比率で言うと2%強ぐらいです。13.7兆円ぐらいしか実際には使われていない。

当然、見合いとして、47%のところは所要運転資金の活用として入ってきているのですけれども、実際に担保に供されているものと、金額としては非常に低くなってきているという形ですと、この商流を活用してファイナンスにしていくことによって、企業の資金調達の幅が広がってくるのではないかと考えております。

3 ページ目、例をもとに話してみたいと思います。これは本当にあったケースではなく

て想定されるケースでございまして、例えばA社は住宅建材生産のベンチャー企業で、創業3年が経過しました。スタートアップ、いわゆる設備であるとか、営業資金とか、そういうものについては自己資金と公的資金とエンジェルから借り入れて、何とか設備は導入しました。

現状でお客さんがついて、大手の住宅メーカーB社との取引を中心に年商1億円程度。赤字からは脱却しているのですけれども、キャッシュフローはとにかくぎりぎり。月末を迎えると常に資金繰りをうまく見なければいけない。

そこに、評判を聞いて大手の住宅メーカーC社から契約の話が舞い込んできた。当初の契約は1億円なのですが、その後、うまくいけばどんどん購入額を増やしていきたいという非常にいい案件が入ってきた。

売買契約を結ぶ段になったのですけれども、支払いは1か月後に納品して、検品を1週間後にして、支払いは請求書をもって90日後です。

逆に、今度は原材料の購入が、例えば2,000万円必要でした。これは購入して1か月後に支払わなければいけない。さらに、設備は増強しなくてもいいのですけれども、アルバイトの費用、12時間だったのを24時間にしなければいけないので臨時雇用費もかかる。

そうすると、売掛金確保のためには、B社の売掛金を活用して調達したいという形です。これは掛け目で言うと、例えば7割であれば7,000万円程度、50%であれば5,000万円程度の資金を先に入れて、資金不足になる時期を何とか防ぎたいという形になります。

ただ、債権譲渡禁止特約とともとれる文言が契約書の中に入ってくると、今までつき合っていたメインバンクとか、有利な条件を提示してくれそうなノンバンクに債権譲渡するところから課題が生じてきてしまう。これによって商機を逃してしまうか、非常に高い利率でノンバンクから借りるかというような、資金繰りとしては非常に窮屈になってしまふ。この辺が、債権譲渡禁止特約あるいは制限特約の課題ではないかと考えております。

4ページ目、5ページ目は、後ほどゴードン・ブラザーズ・ジャパンの堀内さんから御説明される部分もあるので一旦割愛させていただきます。

6ページ目、これは以前、経済産業省の調査で実施しましたので、ちょっと古いので、現在どうなっているかということがありますが、一応、参考のために御説明いたします。

出所としては、平成16年度に実施した企業アンケートです。

聞いたものとしては、売買契約の中で債権禁止特約と言われるものが導入されていますかという形ですけれども、全体で言うと3%程度の比率なのでそれほど多くありません。ただ、売上金が100億円以上になってくると14.9%程度が、原則つけているという形になりますので、この辺をどう読み取るかという形です。10年ぐらい前の調査ですけれども、この程度まだ存在していたという形です。

インタビューで幾つか、なぜそういうように入れるかという、これも再三言われているのですけれども、一つは商習慣の慣行があるので相殺権を確保しておきたいという形。

2点目として、これは債務者側が気をつければいいのかのですけれども、支払い先変更によ

る手間という部分もある。

3点目としては二重払いリスクです。これはいろいろなケースがあるのですけれども、例えば大手企業で一括決済システムを導入している企業が、勝手に取引先の中小企業が債権を譲渡してしまったときに先行の債権譲渡登記を確認できないという課題も出てきている。この辺が債務者として、譲渡禁止特約を入れる理由です。

債権者から見た債権譲渡禁止特約に係る課題をインタビュー結果で見ると、先ほど見た債権譲渡できなくて商機を逃してしまうということもありますし、2つ目としては取引条件の悪化がある。申し出た場合に何らかのペナルティーを科されるのではないかというリスクであるとか、風評被害もあります。

3つ目として、資金調達コストの低下が阻害されるのではないかという形で、大手の企業の場合、メインバンクと一括決済という形で、それぞれの金融機関が中小企業の債権を一括して買い取ってファイナンスするという仕組みを導入していると思うのですけれども、中小企業も自分たちのメインバンクがあるので、それを活用したいという選択権を阻害してしまう部分が出てきているということで、この辺も中小企業側から出てきた懸念と感じております。

これは以前の調査ですので、本来は新しい形で調査を1回実施して、結論を出していくといいかと思えます。今回の債権法の改正と関係省庁様のいろいろな施策によって、債務者の懸念を払拭して、債権者の資金調達の自由度が増していくことを期待しております。

簡単ですけれども、こちらの方からの説明は終わらせていただきます。

○原座長 ありがとうございます。

では、御質問などをお願いしたいと思います。

投資等ワーキング・グループでの今後の課題の設定に向けて、少し幅を広げて、中小・ベンチャー企業の資金調達についてどんな課題があるのか。特に、規制制度に関してどんな課題が残っているのかということも含めて、是非ここで、一度、意見交換をしておければと思います。

森下委員、お願いします。

○森下委員 私もずっとベンチャーをやっていますけれども、中小企業・ベンチャー企業は、世の中の、アベノミクス以降の景気の中でも、決してそんなによくなっていない。正直、ベンチャーキャピタルからの出資等はかなり増えてきておりますが、いずれにしても出資ということになりますので、そういう意味では多彩な資金調達の手段は非常に重要だろうと思ってまして、今日のテーマは、特に中小企業の方が大きいかと思えますが、是非柔軟にやっていった方がいいテーマではないかと思っています。

もう一方で、ちょっと幅広の議論をしていいということですので言わせていただきますと、日本におけるIPO市場が未成熟であるというのが、特にハイテクベンチャーにとっては非常に大きな問題だと思ってまして、いわゆる新興市場、東証マザーズに上場している会社数は、景気回復以降かなり増えてはいるのですけれども、内訳を見ますとほとんどが

ネット系の企業であったり、外食系の企業であったりなど、サービス産業系が非常に多い。

同じ新興市場である米国のナスダックではバイオ系あるいはロボット系が3～4割を占めている。日本の場合は、わずか3%ぐらいしかないということで、ハイテクベンチャーにとっては、日本での資金調達の手段は非常に限定的であると思っています。

その意味では、こうした多彩な、本日のような債権譲渡の資金調達というのもありますけれども、一方で、金融庁も今日は来られているので、是非上場のところにおける、特にIPOにおけるハイテク関係のベンチャーが出やすいような環境整備もお願いしたいと思っ
ていまして、今、日本だけが非常に低いパーセンテージでして、大阪大学とか、東京大学等にベンチャーキャピタルもできていますけれども、今の調子ですと、年間、バイオの場合、2社ぐらいしか上場できていないですね。そうしますと、どう考えてもこれは資金が回収できないということになりますので、投資、即マイナスという、本来のイノベーションエコシステムが回らない状況になっていますので、この辺りも実情を調べて、是非議論していただければと思っています。

もう一点、金融庁さんに、今回の件も含めてだと思えるのですけれども、民民であるということで、例えば東京証券取引所などは民間なのですが、こうしたところに対しては、金融庁さんは、どうも民間なのではっきりしたことは言えないというお話があります。今回の議題などについても資料が出てきていないということで、何となく後ろ向きというか、非常に控えめな態度ではないか。

こういう環境の中では、監督官庁が文書を出すなり、あるいは何らかの方向性を明示するなりしてもらわないと、民間は民間だから、政府が手をこまねいていいという話には全然ならないのではないか。そういう意味では、是非金融庁の姿勢を見せていただくことも重要ななと思います。

○原座長 ありがとうございます。

一つずつお答えいただくよりは、もしほかにもコメントをいただける方がいらっしゃいましたら、どうぞ。よろしゅうございますか。

今、森下委員がおっしゃられたIPO市場に係る課題、これは規制制度に関わる部分、それ以外の部分も含まれると思いますが、大変重要な課題だと思いますので、引き続き検討していくようにしたいと思っています。

今日、もし広瀬さんにお答えいただけるのであれば教えていただきたいと思いたしたのは、中小・ベンチャー企業の資金調達という観点で、過去にメザンファイナンスの問題が指摘されていたことがあったかと思えます。特に出資法や利息制限法との関係で、日本ではメザンファイナンスが余り広がっていないといった指摘が、少なくとも何年か前にはかなり議論されていたと思いますが、これは解決してきているのか、あるいはまだ課題として残っているのかについて、もしお答えいただけることがあればお願いできればと思います。

それ以外も含めて、特に中小・ベンチャー企業の資金調達について、制度的な課題、こ

こが引っかかっていてできないといったようなことが、何かこれまでに議論されていることがございましたらあわせて教えていただければと思います。

○広瀬室長 メザニンファイナンス全般について、私自身はまだ調査したことがないのですけれども、ABLの関連で見たときに、一つあるとしたら利息制限法の問題は引っかかる部分があると思います。

破綻企業であるとか、DIPファイナンスを受ける企業などで言うと、非常に期間は短いのですけれども、資金が必要な時期がある。そのときにリスクに見合った金利がつけられないという形になってくると、資金提供者が限られてくるという問題が出てきますので、幾つかのファイナンスに限って、金利の上限、利息制限法を見直していくべきというのは、依然として、課題としては残っていると思います。

鶴谷の方からもお答えいたします。

○鶴谷上級コンサルタント 少し補足させていただきますと、利息制限法は日本の特異な制度ということで、一時のそれを決めた際のヒステリックな議論ではなく、客観的に議論をした方がいいと思います。

もう一点、ABLの調査のときに浮上していた課題としては、コミットメントラインがアメリカでは4～5年、自動的に継続されるという想定の下で、ABL、要するに、枠に対する枠融資ということで、売掛金の増減に伴って融資をする仕組みと連動して機能しているのですけれども、日本の場合は、その当時の認識では、1年ごとに一旦切られるもので、自動的に継続されるものではない。そうなりますと、借りる方は、流動性の確保として多目に借りて、当座預金にずっと置いておくという構造になっているということがありましたので、この問題はまだ解決していないのであれば検討していただけたらなと思います。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

今の点は、政府の中では議論はされているのでしょうか。

○鶴谷上級コンサルタント そのときの認識は報告書に書かせていただきましたが、民間金融機関の方のご認識ではコミットメントラインは1年で一旦切らなければいけないので、ABLの融資には使いにくいということでした。それは8年ぐらい前です。

○原座長 分かりました。この話題は、今日は関係の省庁も準備されていないかと思うので、また引き続き議論させていただきたいと思います。

もう一つ、森下委員からIPOについて、もし広瀬さんほか、皆様でコメントをいただけることがあれば。

それから、金融庁の姿勢についてということで、もし金融庁さんからコメントいただけることがあればお願いします。

どちらからでも結構です。

○金融庁（中村課長） 金融庁の姿勢ということですがすけれども、もう御案内の方は非常に多いと思いますけれども、金融庁は行政のやり方を変えて5年ぐらいたちます。経済活性

化のために金融仲介機能が重要であるという視点を明確に打ち出して5年ほど行政をやってきております。

その中で金融機関が、今までともするとルールベースの、いろいろなルールに縛られて創意工夫を発揮できない状況はどうなのかという問題意識もあって、よりベタープラクティスを競ってもらい、創意工夫をしてもらうという視点を明確に打ち出しております。

そういう意味では、手取り足取り、我々に「これはいいのでしょうか、悪いのでしょうか」ということを聞いてくるのは余り我々の期待する方向性ではないのですが、その中で本当に困ったことがあれば、当然それは相談に乗るということは続けていきたいと思えます。東証の事例はどういう事例なのか承知しておりませんが、国民の中で控え目ということで考えている訳ではないということをお理解いただきたいと思えます。

○森下委員 そうは言いますが、基本的に、特に大企業はコンプライアンスが、今、非常に厳しいので、口頭ベースでの会話等では、なかなか社内的な説得は得られないだろう。公的な通知あるいは公的なQ&Aなどを出さない限りは、通常はなかったに等しいかのような話になってしまうと思うのです。

監督官庁の側は、どの省庁も多くが似たようなことを言われるのですがけれども、受け取る側は決してそうはとらない。明確にするということが、基本的には自由な経済の活性化につながる話なので、態度が変わったから、それをそんたくして皆さんやってくださいという話では、民間企業側はなかなか移りづらいと思うのです。

もし言われているように、本当に明確に方向転換をしているのであれば、どこまでがセーフティゾーンかを明確にするような形の通知なり、Q&Aを出して行って、こういう資料でも結構ですがけれども、分かりやすい形で示していただくことは非常に重要だと思うのです。

口頭で話をすれば確かに議事録には残りますけれども、しかし、それをわざわざ見てというのは、通常、なかなかされるケースは非常に少ないだろう。そういう意味では、是非何らかの形で明らかにすることが大事ではないかと私は思うのです。

これはやっていないという意味ではなくて、同じことをやるのであれば、分かりやすく、民間の方がそれを目にしやすいような方法でやるのも、私は行政の非常に重要な役割ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○金融庁（中村課長） もちろん監督上の問題となり得る事項について不分明なところがあれば、例えば反社会的勢力への対応ですとか、そういうことについては折に触れて事務ガイドラインを直したり、そういうことはやってきておると思えますので、監督上の問題点という切り口で考えるのであれば、我々としてはいろいろ必要に応じて対応しているつもりではございます。

○原座長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 昔、金融庁が率先してノーアクションレターを活用されていた。つまり、一般的な事務要領ではなくて個別の問題点について、企業がこういうことをしているのか、

悪いのかということをご公式の文書で尋ねる。そうすると、金融庁がだめならだめ、いいならいいと文書で返答し、それは第三者もホームページで見ることができる。こういう一種の判例みたいなものを積み重ねていくと非常に透明性の高い行政になるのですが、それは現在も同じように使われているのでしょうか。

○金融庁（中村課長） 使われております。何の問題について活用することを想定していらっしゃるのでしょうか。

○森下委員 今回の銀行の契約解除のリスクに関して。

○金融庁（中村課長） それは後ほどご説明させていただく予定となっている譲渡制限特約付債権を扱う金融機関のコンプライアンス上の懸念に関するのでしょうか。

○森下委員 私は途中で抜けてしまうので、後の話も一緒になって申し訳ないですけども、そういうところに活用できないかというお話なのです。都銀懇話会とかも関わる話ですけども。

○金融庁（中村課長） 譲渡禁止特約に関する銀行側の懸念が、どういった意味で、監督上、懸念が存在するのかというのが、正直申し上げて私どもはなかなか理解がいかない部分があります。

改正民法でこういうことができるようになったということは基本的に明確でありまして、今後の課題として、譲渡制限特約付債権の譲渡が促進される、活用されるためには、大きな部分は改正民法の解釈がどのように明確化されるのかとか、それが周知されるのか、商慣習がどのように形成されるのかということが非常に大きいと思っております。今回の金融機関の御要望の金融機関側のコンプライアンス上の懸念は、恐らく民法ですとか、民法上の商慣習に関するものが問題とされているのであって、監督上、何か対応すべき具体的な懸念があるのかというのが、現時点においては分からないというのが正直なところです。もう少し砕けて、一般論で言うと、行内でいろいろ検討していただいて、例えば十分検討した上で個々の事例として契約が無効になってしまったとか、訴訟で敗訴してしまったということ、その一事をもって、金融庁が何か処分ですとか、指導ですとか、そういったことをすることは基本的にはあり得ないと思われるのです。

このため、監督上、何を懸念されているのかが、私どもは現時点において分からないということです。

○原座長 そうしたら、各論に入るのですが、一旦説明を伺ってからさらに議論をしたいと思いますが、森下委員は先に御退席になるので、今、コメントいただくことだけあれば、先におっしゃっていただいて。

○森下委員 今の話は、この後、またプレゼンを聞いてからで結構なのですが、先ほど座長からありました東京証券取引所を含めて、上場マーケットの整備というのは、今日出席しているのは金融庁の銀行関係の部局なので直接関係ないのかもしれませんが、是非、また改めて座長の方で議論していただければと思います。

○原座長 ありがとうございます。

では、堀内様、栗田口様、法務省、金融庁、経済産業省、国土交通省の順で御説明をいただいて、その後、まとめて質疑応答に入りたいと思います。

堀内様、お願いします。

○堀内執行役員 ゴードン・ブラザーズ・ジャパンの堀内と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

私はもともと三井住友銀行でアメリカの方に15年ぐらいおりました、そこでDIPファイナンスや再生系のファイナンス、債権担保融資を主にやっております、その後移籍したGEキャピタルでも、ABLや事業再生融資を通じて債権譲渡に関わってまいりました。

本日は、その観点から日米の違いの部分に焦点を当てて御報告申し上げたいと思います。

4 ページ、仮にこのような問題があった場合という前提ですが、売掛債権の価値が1億円、不動産の価値も1億円あるとして、どちらを担保に1億円の融資をしますかという問題があった場合、私も銀行出身なのですけれども、得てして日本の銀行の方の中には不動産でお願いしますとおっしゃる方が結構おられます。

それはなぜかと申しますと、不動産担保の方がやりなれているから、行内のプロセスもできているからということだと思います。

少し頭のいい方は、これは引っかけ問題で、どちらも価値は1億円だから、どちらも同じなのだよと、それが答えだとおっしゃる方もおられると思います。

本来、皆さんにお伺いしたいのですが、時間が限られておりますので答えを申し上げますと、これの答えは売掛債権が正しいです。ここに日米の担保金融に関するリテラシーの差があると私は思っています。

アメリカでは、この問題に関してはほとんどの人が売掛債権と答えると思います。

これはなぜなのかということをお次のページで御説明申し上げたいと思います。

5 ページ、これは見て明らかなおと、会社の一時点の資産の状況をあらわす貸借対照表と呼ばれるものの資産サイドです。そのまま主な項目だけを取り出したものです。

こういう会社があるという訳ではないです。例えば現預金も売掛債権も在庫も、全部1億円の価値があるとします。その中で「高」から「低」へと矢印が書いていますけれども、これは何を指しているかということ、まず、右側の赤い方は担保の適格性を指しています。つまり、現預金が一番担保としては適しているのです。なぜかということ、価値が変わらないからです。一番確実だからです。

その次に適しているのは売掛債権なのです。なぜでしょうか。それは一定期間待ったらお金になって返ってくるからです。

在庫はちょっと分からないです。なぜかということ売れていないから、1億円で売れるかどうか分からないですよ。でも、在庫は普段この会社が売っているから、何となく感覚的には幾らで売れそうか分かると思うのです。

ところが、不動産は分からない訳です。なぜかということ、当該会社が不動産業者でない限り、不動産は何回売ったことがあるでしょうか。一般の会社では余りないと思うのです。

無形固定資産に至っては、これは、高く評価されることもあります、実際にはどれぐらいの価値になるか分かりません。

そういう観点から「低」から「高」への矢印は何かというと、金融用語で言うところのボラティリティーを指しています。要は、100と言っていた、1億円と言っていたものが、実際にはどれぐらいになる可能性があるかということです。

現預金は極めてボラティリティーが低い一方、ブランドは極めてボラティリティーが高いということです。

この赤い点々は何を指しているかというと、ボラティリティーが低くて担保に適している上から3つの資産、これを担保にしているのが、Asset Based Lendingだということです。

そういう意味で、私は、ABLは非常にすばらしいと思います。担保に適したものだけを担保にして、運転資金を融資するファイナンス。どんどん増えても全然おかしくないと考えます。

Asset Based Lendingはアメリカから入ってきたのですが、本家本元の増減を見てみましょう。

7ページ、やはり、どんどん増えています。2001年のところで少し減っているのは、セプテンバー・イレブン、同時多発テロの影響ですね。それプラス、エンロンという大きな会社が粉飾決算で倒れたりしたというところで、ここの辺がちょっと不景気で、2009年はリーマンショックがあった翌年です。そこでちょっと下がっていますが、基本的に一本調子で伸びています。

一本調子で伸びるということはどういうことかということ、不況期に耐性がある、不況期に強いファイナンスだということなのです。一般に、不況期になると企業の業績が悪くなるから融資は減るはずなのです。そのときにABLは融資額が増えているということです。

実際には、90年とかはシティバンクとかチェースマンハッタンバンクが潰れかけたときです。2001年もITバブルがはじけたり、エンロンの事件があったりして不景気になりました。そこでもABLはどんどん増えています。

それは先ほど言ったように、不景気に対する耐性が強い。なぜでしょうか。その違いを見てみたいと思います。

9ページ、ABL、つまり、債権担保、在庫担保融資に対するアプローチの違いが日米では明確にあります。

日本の場合は、同じように担保にとっても、基本は企業の信用状態から入っていきます。銀行で言うと、正常先若しくは要注意先の上の方の企業にABLを実行するという感じなのです。コーポレートに軸足が置かれているのです。ヒト・モノ・カネの分析をして、担保も一応とりましようという感じ。こういうのをAsset Backedと言います。Backedとはどういうことかということ、単に担保になっているだけということです。

アメリカは、そうではないです。Asset Basedなのです。これは全然違います。Basedと

は何かというと、価値に軸足が置かれている、要は担保価値の範囲内でお金を貸します。だから、会社が潰れても全額回収できるのです。全額回収できるファイナンスは、金融機関にとっては非常に魅力的なのですね。

したがって、不況期になって業績が悪くなくてもABLを使ってDIPファイナンスをやりましょう、ABLを使って事業再生ファイナンスをやりましょうというようになっています。その担保は何なのですかと言ったら、これは売掛債権なのです。

売掛債権は、日米でどのような差があるのかというのが10ページです。

売掛債権に関しては、日本の現行の民法では譲渡禁止特約が問題なのです。これは銀行との特約というのではなくて、借入人と借入人の取引先との販売契約やサービス提供契約の中に入っている特約なのです。つまり、金融機関は直接関係ないのです。この契約に基づいて発生した債権は他人に譲渡してはいけませんというのが譲渡禁止特約です。

実際、日本では債権譲渡を通じて、つまりABLの貸付人に債権を譲渡することによって担保化しています。ところが、譲渡禁止特約があると、譲渡自体が無効だから担保権は及びません。それでは、担保にならないよねというのが現状です。

これは後ほど御説明申し上げますが、今回の債権法改正により、そういう特約が仮にあったとしても譲渡は有効なのだということになります。これは非常に素晴らしいです。なぜかということ、担保化できるからです。

大きな前進だと思いますけれども、一方で、先ほど金融庁の方がおっしゃっていたような、色々な問題があります。これは細かいので後で説明します。

一方、アメリカはどうなのでしょう。もっとクリアです。

皆さん御存じかもしれませんが、米国統一商法典、Uniform Commercial Code (UCC) の第9編に担保の話がいろいろと書いてあり、譲渡禁止特約などというのは無効、ineffectiveだと書いてあります。これは非常に分かりやすいですね。

したがって、私はアメリカでずっとファイナンスをやっているにも、譲渡禁止特約という話を聞いたことがなかったのです。そもそも話題にもなりません。それでは、アメリカには譲渡禁止特約はないのかと聞いたら、ないことはないのです。

昔から財産の自由、つまり、譲渡してもいいのだという意見と、財産の自由ではないのだ、契約の方が大事なことから、契約で譲渡してはだめだと言っているのだから、そちらを優先するのだという意見があり、これらの相克として争われてきたのですけれども、最初は譲渡禁止特約が優勢だったのですが、契約自由なのだ、当事者が契約したその内容は自由でそちらが優先されるべきだと言っていたのが、1900年代の真ん中辺ぐらいから、今度はだんだん、財産の譲渡の自由の方が勝るのだということになって、その判例を受けて、どうせそうだったらはっきりしようということでUCCに明記することにしました。

UCCはモデル法で、全米50州で採択されているので、基本的に全米50州ではこれが有効だということです。

大事なことは、アメリカでは貸付人は譲渡禁止特約の有無を気にしないで担保にとれる

ということです。これが大事なのです。気にしない、調べなくていい、それで担保がとれる。ここが違うということです。

12ページ、日本の民法改正でどのような問題があるかと言いますと、簡単に言うと、諸般の事情があつて、いろいろな人の既得権とか、そういう利益を、今風に言うとそんたくした状態になりまして、譲渡制限特約付債権の譲渡は有効だと言った一方で、譲渡制限特約自体も有効なのだとなっております。この2つを聞いたら、一般の人は多分、それは矛盾するのではないですかと言われるでしょう。その通りです。矛盾したような形に着地しているのです。一種の妥協の産物だと私は思います。

それでどういうことが起こるかという、譲渡制限特約付債権はこれから譲渡できますよ。分かりました、譲渡してくださいとなつて、譲渡していただいてお金を貸しました。その状態になったときに、今度は借入人と取引先の譲渡制限特約違反ではないか。契約の中に譲渡してはだめだと言っているのだよ、これに違反していますという話になる訳です。

それをもとに、取引先の方、つまり、売掛債権で支払義務を負っている者、第三債務者というのですけれども、売掛債権の債務者が、私の債権を譲渡したな、それは契約違反だ、英語でいうdefaultだとか言つて契約を解除できるのではないか。

契約が解除されたらどうなるか。契約が解除されて大口取引先がいなくなってしまうたら、会社の業績は悪くなる。業績が悪くなったときに何と言うかと言うと、銀行・金融機関に言われて、そそのかされてやったのだ、そうしたらこのようになってしまったと言う人も出てくる。こういうのが散発してきたら「そういうことをやっているといいのですか」みたいな話になる、これはレピュテーションリスクだと思うのですけれども、こういうことがあり得るのではないかということです。そういう日本の背景事情もあつて、もしかしたら改正民法が施行された後も、この二律背反が新しいリスクを惹起するのではないかというのが、金融機関に共通したリスク認識です。

その次に、そのリスクはどうなのですかというときですが、資料に「？」をつけているのは、私自身それはないと思つているからです。ただ、中小企業の方がみんな民法改正に通じているかという、周知徹底したとおっしゃるかもしれないけれども、それは実際には難しいと思つています。

金融機関は、融資するときに「私は譲渡制限特約付債権があるかないかを知りませんが、お客さん御自分の問題としてちゃんとチェックして、もしかしたら第三債務者がこういうことを言うかもしれないから、そこは自分でちゃんと対策しておいてくださいね」という注意喚起ぐらいはやった方がいいのかなと思つています。

金融機関の中で、改正民法の下で譲渡制限特約付債権の譲渡を受けて、融資をやること、この人たちはコンプラ意識が低いのだな、こんな問題があるかもしれないのによくやるよねといった感じに捉えられてしまうことはいただけないというか、法の趣旨に反すると私は思つています。

したがって、改正民法下で、譲渡制限特約付債権の譲渡を受けて融資をしたとしても、

その金融機関はコンプライアンス意識が低い訳ではないと私は思います。

先ほど申し上げた、監督官庁からの指針としてFAQとかでやっていただいたらいいなと思います。ここはいろいろ御意見があるかと思いますが、私の問題認識は、先ほどのような事例、例えば譲渡制限特約付債権を譲渡したことで、契約が解除され、借入人が倒産したり、経営危機に陥ったりすることがぼんぼんと何件か起こり、マスコミが取り上げたりすると、監督官庁としても何か注意喚起しないといけないというようになっていたりして、そのときにネガティブなことにならないようにということです。

例えばこういう場合はどうなのだ、当該事情についてちゃんと調べていたのか、ちゃんと事前にどれだけ言ったのだ、どういうトーンで言ったのか、そういった細かいことをいろいろ聞かれると、金融機関は面倒くさくなって譲渡制限特約付債権を担保として使わなくなるのです。そんなことを言われるのだったらやめてしまいます。

そうすると、本来の法の趣旨に反することになってしまいます。先ほど大事だと言っていたことは、アメリカでは譲渡制限特約付債権があるか、ないかを気にしないでファイナンスができるということです。そういう環境を日本でも作るべきだということなのです。

そのためには、ブランケット型で、こういうことだけやっていたら、金融機関としては特に問題ありませんよというのを監督官庁が出してあげられれば、非常に安心して金融機関としては取り組めるのではないかなと思います。

次の対策編のところですが、ここは栗田口先生に譲ります。

結論から言うと、相殺できるのも変わらないし、弁済先も固定しているのだから、第三債務者としては何も変わっていないでしょう、だから、契約違反だ何だかんだと言うのは当たらないのではないですか、あなたの既得権は何も変わっていない、というのが私の見解です。

最後に、譲渡制限特約付債権の担保価値ですけれども、本来は変わるべきではないのですけれども、個別行によって、譲渡制限特約付でちょっとややこしいから掛け目を低くしようというのはありだとは思いますが。

今、譲渡禁止特約付債権の担保価値はゼロなのだということに比べればはるかに大きな前進になると思うので、譲渡制限特約付債権を使ったファイナンスを促進していければと考える次第です。

以上です。

○栗田口弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士の栗田口と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、資料1-3「債権譲渡による資金調達の促進—金融機関等への正常な譲渡の促進の必要性—」に沿ってお話をさせていただきたいと思います。

私は、平時及び危機時のファイナンスと、事業再生、倒産という、互いに交錯する分野を主に担当しておりまして、日ごろの実務において運転資金調達の重要性を身にしみ感じております。このような観点から、本日はお話をさせていただきたいと思っております。

「1. 債権譲渡取引の重要性」でございます。

企業が売掛債権等の債権、発生済みあるいは将来債権も含まれる訳ですけれども、これを金融機関等に譲渡して資金調達を図る。この重要性が高まっていると認識をしております。

この形態としては、担保目的で譲渡する譲渡担保というやり方と、債権を売却して代金を取得するという真正譲渡というやり方と二通りあります。前者の例がABLであり、後者の例が証券化であります。

いずれの場合におきましても、譲渡人が、引き続き顧客（売掛先）との間で、売掛債権を発生させ続けます。そして、譲渡人が、引き続きお客さんから売掛債権を回収し続ける。これは譲受人である金融機関等から、引き続き顧客（売掛先）から回収してくださいと、譲渡人が回収権限を付与されるというのが通常だからであります。

かつ債権譲渡したことは、一般にはお客さんには知らせない。いろいろな風評が立つてもいけませんから知らせないという、いわゆるサイレント型と呼ばれる形でやるのが普通であります。

このために、対抗要件としても、譲渡人と譲受人との間の債権譲渡登記のみによって、平時は具備しておくということが通例であります。

2 ページ、これを図式化したものが、この絵であります。

譲渡人Aが、売掛先Bに対して債権を持っている訳ですが、これを譲受人Cに対して、黄色の矢印で譲渡をするということでありまして、CからAは資金調達を受ける。AC間の譲渡の前後で、AB間の関係は変わらない。引き続き売掛先との取引を続けまして、債権を発生させ続け、それを回収し続けるというのがAの役割となっておりまして、CがBに対して担保権実行通知をするのは、Aに不払い等のデフォルトが起きたとき、あるいはAが破綻したときに限られるということでありまして、AC間で債権譲渡をしたその時点においては、Bに対しては債権譲渡の事実を知らせないというのが普通のやり方でありまして、

このような債権譲渡取引については、譲渡禁止特約が現行民法下において大きなボトルネックになってきた訳であります。

3 ページ、すなわち譲渡禁止特約が付いていますと、債権の譲渡は原則として無効ということにされておりまして、例外的にしか有効にならない。しかも、金融機関等は、重大な過失があるとされやすい面もあるものですから、基本的には無効とされるということになると、結局、債権譲渡取引に譲渡禁止特約付債権が使えないこととなります。あるいは、譲渡人から、譲渡禁止特約を解除してくださいと売掛先に言いましても、そのようにお願いすること自体が売掛先との今後の取引の支障になりかねず、実際にも売掛先で解除してくれる例はそれほど頻繁にある訳ではない。

このような観点から、債権譲渡を促進するということで、今回の新しい民法では、譲渡禁止特約が付いていても債権譲渡を常に有効とするということになりましたので、債権譲渡を促進する効果が期待されていることとなります。

4 ページ、このような立法のもとでも、なお次のような疑問が生じると、4つの●をつけた問題が提起されている訳です。

A B間では、債権を第三者Cに譲渡してはいけないということになっている。これが譲渡禁止特約、譲渡制限特約の内容であるから、Aは、譲渡をすると、契約違反、債務不履行になってしまうのではないか。そうすると、もしA C間の債権譲渡をBが知った場合には、AはBから契約を解除されてしまうのではないか、あるいは損害賠償を請求されるのではないか、はたまた取引を打ち切られてしまうのではないかとということです。そのようになりますと、せつかく何年もかけて民法を改正したということが台なしになってしまうので、少なくとも資金調達のための債権譲渡については、そういうことにならないような解釈・運用が確立される必要がある。これは2020年に予定されている改正民法の施行当初から、譲渡制限特約付債権を用いた資金調達が安心してできるようにしていただく必要があるだろうと思っております。

5 ページ「5. 解釈の方向性（1）」ですが、そもそも解釈を考える場合には、譲渡制限特約の趣旨に立ち戻る必要がある。譲渡制限特約によって何が守られているのか。売掛先Bの利益が守られている訳ですけども、売掛先Bは何を守ろうとしているのかというと、結局のところ、自分の債務の弁済の相手方を、譲渡人Aに固定するという利益であろう。要するに、債権譲渡はBの知らないところで、A C間で自由に行われるものですから、Bとしては、債権譲渡後もAを引き続き債権者として扱いたい。そして、Aに弁済をし続けたい。そうしないと、債権の管理コストもかさんでしまうということでもあります。

それから、いわゆる相殺の利益です。Bの側で、Aに対して反対債権を持っている。そういう相殺勘定がある場合に、相殺ができなくなってしまうような結果は避けたい。

あるいは、債権者が、例えば反社会的勢力などの不当な人にならないようにしたい、これは当然の意向だろうと思います。

このようなBの利益が新法下でどうなるのかということを考えてみますと、新しい民法は、正に売掛先Bの弁済先固定の利益を確保する趣旨だということは、立法を担当された法務省の方々も強調しておられることであります。

新しい民法では、Bが相殺できる範囲を非常に広げました。この結果、相殺の利益も広く確保されております。また、資金調達のための金融機関等への債権譲渡であれば、反社会的勢力への譲渡という問題もない訳であります。

6 ページ「6. 解釈の方向性（2）」です。

資金調達のための金融機関等に対する債権譲渡については、譲渡制限特約の趣旨に反するものではないと考えることができるのではないか。すなわち売掛先Bにとって、基本的に不利益はないと考えられるのではないか。

特に、冒頭に申し上げましたABLであるとか、証券化、流動化のような場合には、譲渡人が引き続き売掛先に対して売掛債権を発生させ続け、かつ回収し続ける。かつサイレント型で行うということでもありますので、A B間の関係は変わっておらず、Bにとっては基本

的な不利益は譲渡時点においては無い訳であります。

そういたしますと、次のように考えることができるのではないかと。すなわちBのAに対する損害賠償請求はできないのではないかと。すなわち損害といっても、一体何の損害が生じているのか。Bの側で何の不利益が生じているのかという問題であります。

BのAに対する契約の解除権も発生しないのではないかと。あるいは発生するとしても、その行使は権利濫用に当たり得るのではないかと。形式的、軽微な違反にとどまるということであるとか、あるいは継続的契約関係における信頼関係の破壊がないということで、解除権が制限されるのではないかと。ということでもあります。

BのAに対する契約関係の打ち切りについても、権利濫用等による対応ができるのではないかと。ということでもあります。

譲受人C（金融機関等）におかれましても、契約違反に加担したなどと考える必要はなく、損害賠償責任を生ずる懸念も基本的には杞憂ではないかと思われる訳です。

新しい民法の立案担当者の方々の御見解を7ページに記載してある訳ですが、以上の御説明と、基本的には内容の趣旨を同じくするものであります。すなわち譲渡制限特約付債権の譲渡は、基本的には譲渡制限特約の趣旨に反するものではなく、具体的な損害を觀念することはできない。また、特段不利益がないのに打ち切ったり、解除したりするのは、極めて合理性に乏しく、権利濫用等に当たり得るということに記載いただいている訳あります。

最後の8ページ「8. 譲渡制限特約の文言」ですけれども、これも新しい民法の趣旨を取り込んで修正を推進いただくということが期待される。すなわち資金調達の目的で、金融機関等に債権を譲渡する場合には、譲渡制限特約はそもそも適用がないのだという、ただし書きによる例外を設けることが推進されていくことが期待される。いろいろな解釈上の疑義の点も全く生じないような形になるということですから、そのような形で、国・地方公共団体から、いわゆる隗より始めよということでありまして、そういう御対応をいただくことが期待される。

監督官庁におかれましても、FAQですとか、そういった形で、例えば監督指針上の問題はないといった形の後押しをしていただくことが、資金調達の促進、予測可能性の確保に、非常に貴重な、重要な役割を果たすと思っておりますので、そのような方向で御検討いただければと思っている次第でございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

続いて、法務省、金融庁、経済産業省、国土交通省の順で、時間が少し押しているものですから、短目で、それぞれ5分程度以内でお願いいただければと思います。

○法務省（村松参事官） 法務省民事局参事官の村松から、法務省分の説明をさせていただきます。

今回の資料で言いますと、資料1-4になります。

1 ページめくっていただいた部分の御説明が中心です。

1 ページ目、前回 9 月 26 日に御説明差し上げた部分ですけれども、先ほど来、皆様から御説明いただいているとおりでして、今回の改正で譲渡禁止特約がボトルネックになっていた部分についての改正をしたところでございます。

問題は、実務上の懸念の部分についてどうしていくのかというところだというお話もございましたけれども、そういった実務上の懸念についての、これまでの法務省での周知の取組状況を少し記載してございますので、2 ページ目を御覧いただければと思います。

これも先ほど来、栗田口先生ほかから御説明いただいておりますけれども、今回の改正法の下での譲渡制限特約付債権の扱いに関して、特に特約違反を理由にして、契約が解除されてしまうおそれがないのか。こういった部分について、私どもとしては改正法の趣旨あるいは改正法の下における解釈を、なるべく広く周知していこうと考えてございます。

改正法の施行が3年以内の政令で定める日ということになっておりまして、現状ではまだ設定されておりませんが、2020年の施行を目指している状況でございまして、これまでの間にしっかりと周知をしまいいりまして、改正法が施行された段階で、おかしな解釈にならないようにということは、法務省としても十分取り組まなければならないと考えてございます。

その下に、既に実施しております周知の活動状況ということでございますけれども、さらに3 ページ目の資料などを使いまして、改正法の下での議論、こういう解釈論になるのではないかとこの部分を明瞭にしているということでございますけれども、一番上のポツは法務省のホームページに説明資料を既に載せてございます。

2 つ目のポツですけれども、経済団体向けの、改正民法全体の説明会がございまして、そういった機会にこの論点も含めて御説明申し上げて、新しい債権譲渡に関する改正の趣旨をなるべくお伝えしようということをしてございます。

3 つ目は、私を含めまして、法務省担当者による一般向けあるいは法律家向けと書いてありますけれども、特に弁護士とか、企業法務の担当者、そういった方が参加する説明会にも、全国的にこれまで既に行っておりまして、そういった場でも債権譲渡の問題は重要な問題ということで、時間をとって説明しているところでございます。

先ほど栗田口先生から、立案担当者の説明ということで『金融法務事情』という法律家向けの雑誌の紹介がございましたけれども、そういったところでも明瞭に考え方を打ち出しているところでございますが、さらに今後におきましても、私どもの方で担当者による解説書の中で、さらに詳しくこういった趣旨を適切に公表してまいりたいと思っておりますし、今後とも経済団体向け、一般向けあるいは各地の弁護士会、それ以外の法律の隣接法律職種と言われる方たちへの説明の機会等々、いろいろな機会を捉えまして、法務省としては、改正法の趣旨、改正法の下での解釈論、この部分はしっかりとお伝えしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○金融庁（中村課長） 先ほど若干触れさせていただいたので重複する部分もあるかと思えますけれども、金融庁に関連する事項としましては3つ、私の方としては2つ、御要望をいただいていると思っております。

金融機関が資金供給のため譲渡制限特約付債権を譲り受けることについて、コンプライアンス上、問題がないということをはっきりと示してほしいということ。

次に、債権譲渡を用いた融資に関する指針とか、ガイドライン等の整備を行ってほしいということだと思っています。

大前提としまして、金融庁は企業の資金調達の円滑化は非常に重要だと考えておりますので、本件に関して、金融機関において民法改正の趣旨を踏まえて、譲渡制限特約付債権を利用した中小企業等の資金調達の円滑化、促進に関して適切に対応してほしいと思っております。

他方で、民法改正については、譲渡制限特約付債権の譲渡に関して、特約違反の責任を免れない可能性の懸念がいろいろあるということも指摘されていると承知しております。このような懸念に対して、法務省からも一定の見解が示されていると承知しております。

しかしながら、現状においては、実際の取引においてどのような場合であれば、譲渡人が特約違反の責任を負わないのかという点に関する懸念が完全に払拭されたと言えない状況なのかなとも思っております。こういった状況の中では、譲渡制限特約付債権を譲り受ける金融機関にとってのコンプライアンス上の懸念というもの、これを払拭するためには改正民法の解釈のさらなる明確化とか、その周知が行われること、民間における商慣習の形成が進むことが非常に重要であると考えております。ただ今アンダーソン・毛利・友常法律事務所の栗田口先生から非常にクリアに御説明いただいたと思っております。そういう御見解が普及するのは非常に重要なことではないかなと思っております。

金融庁の監督指針は、銀行法に基づく金融機関の監督事務に関する着眼点を記載しておりますので、今回の要望でありますコンプライアンス上の懸念については、民法や民法上の商慣習に関する問題がクリアにされることが第一だと思っております。金融監督上の観点から、金融庁として対応すべき具体的な懸念事項が現時点においては必ずしも明らかになっていないのかなと思っております。

先ほどゴードン・ブラザーズ・ジャパンの堀内様から、例えば契約違反だとか、解除だとか、損害賠償だとか、そういうものを惹起させてしまった金融機関への責任、それがコンプライアンスとか、レピュテーションリスクにつながるのではないのかという御示唆をいただきまして、ありがとうございます。

そういった懸念を持っている金融機関もあるのかもしれませんが。ただ、契約違反とか、解除とか、損害賠償を惹起させないための取引とは何なのかというのは、先ほど栗田口先生から説明があったように、民法上の解釈が明確になってくれば、そういう取引は何なのかということは決まってくる訳であって、金融機関としても対応がしやすくなるのかなと思っております。

また、監督上の指針で全く対応していない訳ではなくて、既に監督指針の中にも与信取引に関する利用者保護の一般的な規定が存在し、「適切な説明をする」ということが書かれておりますので、それはそれで、また参考にさせていただけるのかなと思っております。

もう一つの要望であります譲渡制限特約付債権を担保とする融資を促進するための債権譲渡を用いた融資に関する指針とか、ガイドラインの整備ということについても、同じように改正民法の解釈の明確化とか、周知、商慣習の形成、こういうことが重要ではないかなという考えを持っております。

以上でございます。

○金融庁（渡辺課長） 金融庁の渡辺でございます。

私からは担保評価の部分について御説明をしたいと思います。

御要望の中で、担保評価についての金融検査マニュアルについて、内容があったかと思えます。具体的に申しますと、金融検査マニュアルのABL編の中で、譲渡禁止特約が付されている売掛金は、一般担保として取り扱うことができないという記載を改正してほしいと、こういう内容と承知をしております。

先ほど中村も申し上げましたけれども、私どもとしては金融の円滑化とか、企業の事業の円滑な運営というのは極めて重要だと思っておりますので、それについてはいろいろな面を取り組んでおりますし、そもそも担保とか保証に過度に依存するのではなくて、事業価値にきちんと着目した融資が行われること、それが望ましいと思っておりますし、そういう働きかけも行ってまいりました。

検査マニュアルの当該部分ですが、そもそも一律の基準で、債務者のリスクに応じまして区分がなされておまして、リスクがあるとされた先について、一定以上リスクが大きくなりますと、担保価値を考慮するというフェーズに入っております。これは一律の基準になっておますのと、あとは金融庁がかなり形式的に、こういう場合はこういう扱いをしていいとか、そういう扱いをこれまでできておりました。

先ほど中村も申し上げましたけれども、数年前から私どもとしていろいろな改革に取り組んでおまして、中でも本年3月に公表されました金融モニタリング有識者会議の報告書が出ておりますが、検査マニュアルの抜本の見直しが提言されております。

今後は、今、御議論いただいている譲渡禁止特約付債権担保のみならず、検査マニュアル全般について、形式ではなくて実質を見て判断していくという形で、私どもは、今、大きくかじを切ろうと思っておりますし、その見直しの途上にあります。

その際に、金融庁のマニュアルに形式的な記述があるから良いとか悪いということではなくて、より実質的な、あるいは総合的な評価をした上で、全体として評価していくという方向で考えております。債権の一本一本を、これが違反するかどうかというようなことを一々議論するのではなく、先ほど申し上げたように、そもそも債務の状況がいいお客さんについては、担保の価値は考慮する必要がありませんので、そこは恐らく大多数の方々は考慮する必要がなくて、リスクが高まったときにどう評価するかということだと思いま

すけれども、そのときも一本一本、契約違反のリスクがあるかどうかというではなくて、総体としてどうなのか、実質的にどうなのかということを見ていくことが大切だと考えております。

この点については、債権譲渡のみならず、その他の担保も含めて、恐らく業界と議論していくことになると思うのですけれども、現時点で私が思いつくままに申し上げれば、例えば債権そのものの経済価値がどうなのかとか、もちろんリーガルな側面もあるでしょうし、あるいは金融機関側のリスク管理の方法とか、考え方などもあると思います。

そういったものをトータルで見たときに、どのぐらいの担保価値を見ることができるのかというのを総体として判断することに恐らくならないかと。今、全体の方針を議論している途中ですので、担当課長の私としては、そのような考え方を持っております。

いずれにいたしましても、過去の形式的な、一律な、あるいは一本一本チェックしていくようなやり方から、新しいやり方に抜本的に見直そうと考えておりますので、そういった考え方をお示した後はどのように考えていったらいいかといった点について、業界と対話をしていくことになると思っております。

以上です。

○経済産業省（松山課長補佐） 中小企業庁取引課の松山でございます。

本来、私どもの取引課の課長である安藤がこちらに来る予定でございましたけれども、急な事情がございましたので、代理で、私、松山が御説明させていただきます。

資料としましては、資料1-5「下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正について（譲渡禁止特約部分）」でございます。

前段のところは、皆様御案内かと思っておりますので時間の関係で飛ばさせていただきますが、我々、中小企業庁の取引課というところは下請企業の取引対策を担当している部署でございます。この2年、取引条件の改善ということを政府一体となって取り組んできているところでございます。

6ページ目、官邸の関係府省連絡会議を、現経済産業大臣でございますけれども、当時の内閣官房副長官でありました世耕副長官をヘッドに、とにかく下請対策をしっかりやっというところ。これが今までは、経済産業省、中小企業庁、下請法がございまして公正取引委員会、そういうところだけではなく、関係省庁一体となって取り組んでいこうという動きが、この2年、非常に活発に動いているところでございます。

この会議も取引対策だけではなく、今年の9月に、7ページ目でございますが、中小企業・小規模事業者の活力向上というところで、さらに発展的改組をしまして、取引対策であったり、最低賃金の話であったり、長時間労働是正、生産性向上といった会議体になってきたところでございます。

今回の債権譲渡特約の話でございますけれども、9ページでございます。

先ほど申し上げました政府一体となった取組ということで、経済産業省が中心になって、世耕プランと我々は申しておりますけれども、未来志向型の取引慣行に向けてという政策

パッケージを昨年の9月に出させていただきました。

この中で、規制法でございますけれども、下請代金法の運用強化であったり、下請中小企業振興法がございまして、こちらの振興基準を改正。あと、下請代金の支払い条件の改善というところで、手形の通達を50年ぶりに見直すことなどを政策パッケージとして進めてきているところでございます。

もちろん取引対策ということで、下請いじめであるとか、さまざまな問題があるのですが、非常に重要なポイントとして我々が置いておりますのが、世耕プランの真ん中にあります3つの重点課題というところで、支払い条件の改善。

先ほど来お話がございましたけれども、中小・ベンチャー企業の資金調達という問題でもあります。こういうものをしっかりと取り組んでいこうということで、今回、手形を可能な限り現金化していくようにと、手形のサイトも、90日とか120日というものを60日以内にやっていく、こういうものに取り組んでいるところでございます。

また話が戻りますけれども、その中で下請中小企業振興法というところがございまして、ページをお戻りいただきまして5ページ目でございます。

振興法でございますので、さまざまな下請中小企業向け若しくは取引先である親事業者、大企業に向けての振興基準を設けておりまして、この中に、例えば発注に関する問題であるとか、さまざまな対価、取引価格の決定、そういうものを盛り込んでいるのですが、今回、昨年12月の改正の部分で、一番下でございますが、報酬債権、売掛債権などの債権譲渡の円滑化ということで、今回、新たに改正をさせていただいたところでございます。

これの具体的な中身が、10ページ目でございます。

「(譲渡禁止特約に関連する部分)」とタイトルが打ってございますが、親事業者と下請事業者の間で、債権譲渡禁止特約を付する場合であっても金融機関等に対する債権譲渡、担保提供は禁じない内容とするよう努めるというようなことであるとか、親事業者の譲渡禁止特約解除とか、譲渡承諾への協力、このようなものを具体的に記載させていただいております。

正に、これは昨年12月に改正したものでございまして、今、こういった振興基準の改正はこれ以外にも大幅に改正をいたしましたので、周知徹底を図っているというところが現状でございまして、今月の頭ですけれども、毎年、振興基準の改正に対する通知を行っております、親事業者約21万社、業界団体約870団体に対しまして、振興基準全体の改正というところではございますが、このような周知を行っているところでございます。

今回の譲渡禁止特約の部分についても、今後、さまざまなセミナーとか、シンポジウムといった場もございまして、振興基準の改正という中でしっかりと周知を図っていきたいと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

○国土交通省(平田課長) 国土交通省の建設業課長の平田と申します。

資料番号1-6でございます。国土交通省につきましては建設工事の標準約款の關係に

ついて御説明させていただきたいと思います。

1 ページ、建設工事に関しては、幾つかの標準請負契約約款が、建設業法に基づきまして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するものという事で定められております。

1 ページの下にございますように、公共工事、民間建設工事については2種類、下請契約の4種類の標準約款が制定されておりますけれども、他方で、民間の建築関係団体等が定める「民間（旧四会）連合協定 工事請負契約約款」も存在してございまして、これも非常に広く使われているところでございます。

2 ページ、標準約款につきましては、その時々課題に応じまして随時改正を重ねてきたところでございます。

3 ページ、現在の債権譲渡制限に係る特約についての考え方でございます。

「1. 現行の譲渡制限特約の規定の趣旨」でございまして、建設工事の特徴としまして、通常、請負契約の成立から完成・引き渡しまでの期間が長うございますので、この間に設計変更とか、契約解除等に伴う請負代金債権の変更とか、消滅が生じる場合が非常に多いということで、不確定の要素の多い債権であると理解しております。

工事契約は双務契約でございますので、請負人は、当然、工事の完成債務を負っている訳でございまして、債権を譲渡した請負人が譲渡後も債務を適正に履行し続けることができるかどうか。つまり、工事をちゃんとやってくれるかどうかというところに疑問があるということ。

債権譲渡を無制限に認めた場合に、下請業者に対して請負代金が適正に支払われないおそれがあるのではないかとといったようなことで、現在、譲渡制限が付されてございまして、債務者の承諾を得た場合に限定されているということでございます。

債権の無断譲渡があつて解除をしているかということ、今までにそういう例はないということでございます。

具体的にどのような規定になっているかということ、4ページでございましてけれども、公共工事の標準約款の例で申しますと、赤字のところですが、「あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない」となっておりまして、「（注）」として「ただし書きの適用については、たとえば、受注者が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合が該当する」ということで、資金調達目的でやる場合については、ただし書きに該当するといったことも明記をしているところでございます。

例えば発注者の承諾を得た場合の、一つ制度的な対応として設けてございまして5ページですが、下請セーフティネット債務保証事業というのがございまして、これは債権譲渡をした際に、建設業の場合、どうしても重層構造で、下請の建設会社を使って仕事をしておりますので、下請代金が必ず行き渡るようにということで、元請が倒産したときでも、下請に支払いがかわってなされるような配慮をした上での制度的な手当もしているところでございます。

7ページ、今後の対応でございますけれども、今後、建設工事の標準請負契約約款において、今回の議題になっておりますことについて、どのような対応をしていくかということについて検討していく訳でございますが、解釈の明確化など必要な措置について検討してまいりたい。

検討に当たり事業者等の意見に加えまして、建設業の施行がちゃんと確保されるかどうか。そして、下請保護などの観点も踏まえることが必要ということで、どうしても下請保護というところは私どもにとっても非常に大きな関心事でございますので、そういった要請も踏まえながら、よく検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、質疑に入ります。

大田議長、どうぞ。

○大田議長 今日はありがとうございます。

中小企業の資金調達の多様化、円滑化というのは大変重要な課題ですので、民法改正の趣旨がそのまま伝わるように、政府全体として知恵を絞って、やれることをやっていくということだと思っております。

金融庁さんに質問なのですが、現在でも金融検査マニュアルのFAQの中で、譲渡禁止特約が付与されている場合は、売掛金担保は一般担保として取り扱うことはできないということが書かれている訳ですよね。

○金融庁（渡辺課長） 書かれております。

○大田議長 そうすると、今回の民法改正はその変更であって、つまり、今まで禁止されていたことができるようになった訳ですから、金融庁の金融検査のやり方の変更というよりは法制度の変更ですから、新しい法律の下で譲渡禁止特約のついた債権を用いた融資については、何らかの指針といいますか、これはFAQでいいのですけれども、そういうものが示されるのが当然ではないかと思えます。

例えば顧客保護の観点は十分であるとか、資金調達ニーズをきちんと踏まえていることが重要であるといったような、何らかの考え方は示されてしかるべきではないかと思うのですが、これについて、どうお考えでしょうか。

次に、中小企業庁さんに伺いたいのですが、前回、日本商工会議所の方の発言の中で、現在の下請法は適用対象取引が非常に少なく全体の15%ぐらいであるということと、振興基準の中に、「金融機関等と親事業者と下請事業者の双方で確認した適切な相手先については譲渡を禁じない内容とするよう努める」とありますが、「双方で確認」といっても力関係が違うので、なかなかこれはやりにくいのだというお話があったのですけれども、これについては、今後どういう対策をとっていかれるのでしょうか。

最後、国土交通省さんに伺いたいのですが、民間団体でもそれぞれ約款も作っておられるということですが、民法改正を機に、法務省と連携をとって、民間団体に働きかけてい

くということをお考えかどうか。

以上、簡単で結構ですのでお答えをお願いいたします。

○原座長 金融庁さんから順番にお願いします。

○金融庁（渡辺課長） では、私から。

法制度の変更があるので、それに沿った反映をということなのですが、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、そもそもの今の体系が、どういう業務運営をするか、どういう方針でやるかということ、あまり個性を考慮せずに、一律の基準を金融庁が作りまして、そこに、こういう場合は例外でいいですよとか、その場合はこういう条件を満たさなければいけませんよという形で、金融庁で形式的に一律に決めていくような体系になっております。

今、検査・監督の抜本的見直しの中で、そもそもそういうやり方そのものがおかしいのではないかということ、有識者の方からも指摘を受けております。

譲渡禁止特約のところ申しますと、本来であれば担保としての価値があるかどうか、そこをどう評価するかということ重要ですので、一律に形式的に基準が合っているかどうかではなくて、例えば経済価値があって、譲渡禁止なり、譲渡制限がついていても、それが法的にも、あるいは経済的にもほとんど問題ないという場合と、経済価値がそれほどでもなく、リーガルにも問題のあるような状況が仮にあるのだとすると、それは私たちが一律に、こういう場合はいいとか、悪いとか言うのはおかしいのではないかと考えております。

さらに申し上げますと、一本一本、それが制限に当たっているかどうかなどということよりも、金融機関の健全性というのは、一本一本の貸付金がどうなるかということではなくて、全体としての、総体としての健全性がどう確保されるかということですから、これもやはり担保として、総体としてどのような、どれぐらい信頼性があるものなのか。そもそも根本の考え方を変えるべきではないかということで、今、検討しております。

今、議長から御指摘いただいた最終的な結論の姿としては、恐らく私どもが狙っている姿とそんなにずれていない、同じようなことになるのだと思いますけれども、アプローチそのものが、形式的に私どもが決めていることを前提に、幾つか穴があいていて、それを形式的に、また私どもが定めるという方式に則って、さらにそこを直すというやり方ではなくて、その方法論自体を見直したいと思っておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。

○経済産業省（松山課長補佐） 中小企業庁でございます。

大田議長がおっしゃるように、下請法は非常に狭いというか、対象も非常に限定されているものでございまして、もともとは独占禁止法の補完法として出てきているという背景もございまして、その中で対応していくということで、もともと具体的に資本金要件であったり、4つの委託とか、限定されたものに対して下請法が規制法としてかかっているのが現状でございます。

その中で、今回のようなことを下請法で対応していくというのは、下請法自体は主管は

公正取引委員会になりますので、公取さんともお話をしているのですけれども、現状なかなか難しいというのが正直なところでございます。

一方、先ほど御説明させていただきました振興法は、我々、中小企業庁が所管している法律でございますし、こういったものを活用しながら、しっかりと周知徹底を図っていく。下請事業者の方もそうですけれども、親事業者の方にも、我々としてはしっかりと周知をしていくことが第一だと思って、今回のような改正を行っているというところが現状でございます。

今回の振興基準の中で、適切な相手先につきましては、双方の確認についてという御懸念は正にそのとおりでございますけれども、我々としてはABLに取り組んでいる金融機関については、今回の規定する金融機関等と記載させていただいておりますけれども、これによって十分カバーしているものと我々としては理解をしているところでございます。

以上でございます。

○国土交通省（平田課長） 民間団体に働きかけるかどうかということのお尋ねでございますけれども、ここの資料でも書いておりますような民間連合協定の約款について改正作業をしております方々と、私どもは日ごろからコミュニケーションをとってございまして、改正民法を踏まえて、それをどういように約款に落とし込んでいくのかということについては、この話も含めて、問題意識を持って、今、作業をされておられると承知しておりますので、そういったやりとりの中で民間の方々の作業についても、私どもも注視していきたいと思っております。

○大田議長 誤解がないように金融庁さんに申し上げておくと、今、金融検査マニュアルのFAQに入っているから申し上げただけであって、金融検査マニュアルを今のように続けて、その中で何らかの指針を示してくれということでは全くありません。

今回の法律のたてつけもなかなか複雑ですし、今まで禁止されていたことができるようになる訳ですから、これは監督指針のFAQでもよろしいのですが、何らか示していただいた方がいいのではないかと趣旨です。

先ほど業界との対話という言葉が使われたのですが、対話というのは何となく分かりにくいので、より明確に何らかの形を御検討いただければということです。

○金融庁（渡辺課長） この部分以外にも、実はいろいろほかにも古くなっている部分がありまして、私どもとしても直さなければいけないと思っております。これを直すと、これを前提、ある意味、肯定したことになるようなことは、今、抜本見直しの過程の中で難しいというのはあるのですが、対話と申し上げたのは、どうしても、これまでに検査・監督当局として、こういってはなんですけれども、上から言っているような、そういう形ではなくて、創意工夫を生かすような形で、この考え方を作っていきたくと思っています。

大きな方針を私どもとして示すことができれば、それに応じて、どういう形で創意工夫を、こういう考え方はいいではないかということ世の中にシェアする。どういようにしていったらいいかということは、今、具体的に検討していますので、もう少しお時間を

いただければと思います。

○大田議長 よろしく申し上げます。

○原座長 村上専門委員、どうぞ。

○村上専門委員 どうも御説明ありがとうございます。私からは1点だけ。

今回の対象は民民の取引が中心だと思うのですが、先ほど栗田口先生の資料1-3の8ページで、国や地方公共団体の契約には、譲渡制限特約が多く含まれていると書かれています。国や地方公共団体の場合、大体支払いが年度末、年度明けになることが多くて、我々シンクタンクもそうですけれども、中小企業が国や自治体から仕事を受ける場合、その間、短期借り入れなどで全部乗り切らなければいけないと思います。

野村総研さんの資料で、債権譲渡禁止がついているのが3%程度とありますが、国や自治体の契約の多くが債権譲渡がついているのであれば、それを外すことから始めるというのも一つの手かなと思ひまして、国や自治体が自ら見本を示すとPRにもなるかなと思ひますので、各省の今の契約がどうなっていて、それを外すときに何ら問題はないのかという検討をしていただけるといいかなと思ひます。

以上です。

○原座長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 金融庁さんのお答えなのですが、今は大改革をしていると、これまでの上から目線ではなくて、世の中とシェアするための大改革をしている。それは非常に喜ばしいことですが、だから、マニュアルごときも変更できないというのはちょっと大げさではないか。

個別の法改正をするのではなく、単なるマニュアルであれば大改正の作業の途中でも状況に応じて変えることがそんなに大変なことなのですか。それは現に取引にマイナスをもたらしている訳ですから、全体の改革方針とは別に、小まめに変わっていくことが、一言で言えば、メンツを損ねるようなことがあるのでしょうか。

○金融庁（渡辺課長） メンツを損ねるとか、サボっているということは当然ありませんで、まだ具体的にこうと申し上げられないのはあれなのですが、相当の抜本見直しをしようと思ひています。

したがいまして、ある意味、こういう体系があることを前提にパッチワーク的に直していくようなレベルの見直しではないことをしようと思ひておひまして、ちょっとお時間をいただきたいと申し上げているのは、そういう趣旨です。

恐らくその姿をお示しできる段になりますと、なるほど、そういうことだったのかと思ひていただけると思ひておひますので、申し訳ありませんが、もう少しお時間いただければと思ひます。

○原座長 あと、村上専門委員の指摘にはどなたが答えられますか。

とりあえず、最も契約が多そうな国土交通省さんからコメントをいただきたいと思ひます。

○国土交通省（平田課長） 全体に一般化した話はできませんけれども、建設工事の関係で言いますと、先ほど説明申し上げました約款の中に公共工事の約款が入っております。これは国・地方公共団体で広く使われております。

正に民法の改正を反映すべく検討作業を今後していくこととなりますので、少なくとも工事については、この検討作業の中でやっていくことになろうかと思いますが、そのほかの調達等については、なかなか私どもの立場では申し上げにくいかと思います。

○大田議長 法務省が説明会を実施しておられる中に建設はないのですけれども、先ほど御質問した国土交通省と連携してやっていくということについては、いかがでしょうか。

○法務省（村松参事官） 我々の方も説明に関しては、お話をいただければ前向きに対応するという形で前広にやっているのですけれども、あるいは国土交通省の関係でも、分野分野では、業界団体からそういう希望があるので来てくださということでもつないでいただいて伺うということもやっております。

お話をいただければ喜んで御説明に伺いたいと思っております、国土交通省だけではございませんで、関係各省の所管団体で、必要があれば私どもの方では前向きに対応したいと考えております。

○原座長 今までの議論について、最初にお話をいただきました広瀬様、堀内様、栗田口様から、もしコメントがあればいただければと思います。それから、事務局から追加的に確認事項があればあわせてお願いして、最後に各省庁からコメントをいただければと思います。

○広瀬室長 繰り返しになるかもしれないのですけれども、売掛債権の利用の場合には、債務者がいて、債権者がいるという形でありますので、債務者側にも法の趣旨を理解いただいて、特に債権譲渡制限特約をつけている理由がいろいろ背景であると思うのですけれども、それを払拭するような形で説得をしていくべきです。

先ほど栗田口先生が出していた契約条文みたいな例もあると思うのですけれども、そういうものを、できるだけ一般的な取引契約に盛り込んでもらうような趣旨を、債務者であるとか、大企業の支払い者側の方から説得していくというのも、一つの有効な策かなとも考えております。

○堀内執行役員 ありがとうございます。

一言だけ申し上げます。勿論、制度とか、そういうものも大事だと思うのですけれども、実際には金融機関がやるということが大事だと私は思っております。実例が積み上がれば、もしかしたらそういう問題とかも出てくるかもしれないのですが、それはそれに対してどういう結論になるのかということ、また勉強していけると思うので、とにかく金融機関としては、今の法改正が行われたら譲渡制限特約付債権を是非担保にとって債権担保融資を実行して欲しいと思っておりますし、弊社でも前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○栗田口弁護士 現行民法の下でも、譲渡禁止特約付債権の譲渡は時折行われております。

譲渡禁止特約付債権を譲り受ける。それは悪意・重過失の金融機関が譲り受けることになり、その限りは無効な訳ですが、場合によっては売掛先Bから承諾を取り付けられるかもしれないという期待もあるものですから、現行民法の下でも譲渡禁止特約付債権を譲り受けるレンダーの方々には一定数おられる訳です。ただ、そのときにはコンプライアンス問題は余り聞いたことがない訳なのです。

ところが、今回、改正法がせつかく有効にした。そして、譲渡を促進しよう、資金調達の手段を広げようとした。そういう改正法だったのに、かえってコンプライアンス問題が出てきてしまうというのはちょっとあべこべな感じがしていて、相当落ちつきの悪い議論だと思っております。

すなわち、現在は無効なところで出てきていないような問題が、今度は有効になった途端に注目を浴びるような論点になってしまっているというのは非常に不幸なあべこべでございまして、そのようなことが起きると、金融というのは予測可能性が一定程度担保されているところに促進していくというものであると思いますので、そういうインフラづくりは、監督官庁の皆様、公的な官庁の皆様に、背中を後押ししていただけるようなガイドラインですとか、指針を明確に出していただけると、世の中の資金調達に苦しんでいる方々がみんな助かっていくことになりますので、是非そのような方向で御検討いただければと思っております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

事務局はよろしいですか。

○西川参事官 事務局から、中小企業庁さんにお伺いしたいのですけれども、先ほどの御説明の中で、下請中小企業振興法に基づく振興基準がカバーしている取引の範囲が必ずしも大きくないということでもございましたけれども、振興基準の対象以外の取引について、例えば単なる商品の納入取引などもあるかと思っておりますけれども、そういったものなどについて、経済産業省としての働きかけをどういう形でされていくのか。

中小企業庁さんとしては、うちは法律の範囲内でしかできないということかもしれませんが、経済産業省の中でどこが旗振り役になるべきなのか。そういった点について教えていただけないかと思えます。

○経済産業省（松山課長補佐） 一つ誤解があるようではございますけれども、下請法と下請振興法はちょっと違ってございまして、下請法は先ほど申し上げましたように、資本金要件など規制対象も限定されているものですが、振興基準そのものはある意味幅が広いものでございます。それは大企業と中小企業の取引というものに対して、もちろん下請振興ということからの観点ではございますけれども、広い形で取り扱っていくというか、正に振興法でございまして、まずはそういう前提であるということは御認識いただければと思えます。

各業界というか、飽くまでも私どもの立場から言えば、中小企業庁というところでございまして、その観点でしかこの場では申し上げることはできないのですけれども、基本

的には業界団体とかが、今回のこのような件に関して、自主的に動いていくことが重要であると思いますし、当然、各業所管の担当課はございますけれども、そういうところも含めて、国として何かを要請していくとか、国として何か具体的なアクションをしていくということはなかなか難しい部分もございますけれども、今回、我々は振興基準というもので、まずは広く対象としていくということで、今回のような改正を行ったと理解をしていただいた上で、担当はどういうところがやっていくのか、私自身、立場としてもなかなか言えないのですけれども、今回、振興法でやったということで、まずは理解していただければと思います。

○原座長 大変ありがとうございました。

少し時間が押してしまいましたので、これで終わりにしたいと思いますが、今日の議論を踏まえて関係省の皆様には改正民法が有効に機能するように、引き続きしっかりと御検討いただければと思います。

また、中小・ベンチャー企業の資金調達については、少しスコープを広げて、残された規制・課題について引き続き検討していきたいと思います。大変ありがとうございました。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループの日程につきましては、別途御連絡を差し上げます。